【平成20年6月6日府令第36号改正後】

（届出書提出期限の特例）

**第三条**　法第四条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の募集又は売出しを行う場合とする。

一　株券（優先出資証券を含む。以下同じ。）、新株予約権証券及び新株予約権付社債券以外の有価証券

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券

三　時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権付社債券

四　法第二十四条第一項第一号及び第二号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる有価証券の発行者である会社（指定法人を含む。）以外の会社（指定法人を含む。）の発行する有価証券（前三号に掲げるもの及び本邦以外の地域の金融商品取引所において上場されているものを除く。）

【平成20年6月6日 府令第36号】 （改正なし）

【平成20年5月30日 府令第35号】 （改正なし）

【平成20年3月28日 府令第10号】 （改正なし）

【平成20年3月13日 府令第8号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 府令第86号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 府令第84号】 （改正なし）

【平成19年10月31日 府令第78号】 （改正なし）

【平成19年8月15日 府令第65号】

（改正後）

（届出書提出期限の特例）

**第三条**　法第四条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の募集又は売出しを行う場合とする。

一　株券（優先出資証券を含む。以下同じ。）、新株予約権証券及び新株予約権付社債券以外の有価証券

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券

三　時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権付社債券

四　法第二十四条第一項第一号及び第二号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる有価証券の発行者である会社（指定法人　を含む。）以外の会社（指定法人　を含む。）の発行する有価証券（前三号に掲げるもの及び本邦以外の地域の金融商品取引所において上場されているものを除く。）

（改正前）

（届出書提出期限の特例）

**第三条**　法第四条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の募集又は売出しを行う場合とする。

一　株券（優先出資証券を含む。以下同じ。）、新株予約権証券及び新株予約権付社債券以外の有価証券

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券

三　時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権付社債券

四　法第二十四条第一項第一号及び第二号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる有価証券の発行者である会社（指定法人及び組合を含む。）以外の会社（指定法人及び組合を含む。）の発行する有価証券（前三号に掲げるもの及び本邦以外の地域の証券取引所において上場されているものを除く。）

【平成19年3月30日 府令第31号】 （改正なし）

【平成18年12月12日 府令第86号】 （改正なし）

【平成18年4月25日 府令第52号】

（改正後）

（届出書提出期限の特例）

**第三条**　法第四条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の募集又は売出しを行う場合とする。

一　株券（優先出資証券を含む。以下同じ。）　、新株予約権証券及び新株予約権付社債券以外の有価証券

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券

三　時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権付社債券

四　法第二十四条第一項第一号及び第二号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる有価証券の発行者である会社（指定法人及び組合を含む。）以外の会社（指定法人及び組合を含む。）の発行する有価証券（前三号に掲げるもの及び本邦以外の地域の証券取引所において上場されているものを除く。）

（改正前）

（届出書提出期限の特例）

**第三条**　法第四条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の募集又は売出しを行う場合とする。

一　株券（優先出資証券を含む。以下同じ。）、新株引受権証書（優先出資引受権証書を含む。以下同じ。）、新株予約権証券及び新株予約権付社債券以外の有価証券

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券

三　時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権付社債券

四　法第二十四条第一項第一号及び第二号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる有価証券の発行者である会社（指定法人及び組合を含む。）以外の会社（指定法人及び組合を含む。）の発行する有価証券（前三号に掲げるもの及び本邦以外の地域の証券取引所において上場されているものを除く。）

【平成17年11月30日 府令第103号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 府令第89号】

（改正後）

（届出書提出期限の特例）

**第三条**　法第四条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の募集又は売出しを行う場合とする。

一　株券（優先出資証券を含む。以下同じ。）、新株引受権証書（優先出資引受権証書を含む。以下同じ。）、新株予約権証券及び新株予約権付社債券以外の有価証券

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券

三　時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権付社債券

四　法第二十四条第一項第一号及び第二号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる有価証券の発行者である会社（指定法人及び組合を含む。）以外の会社（指定法人及び組合を含む。）の発行する有価証券（前三号に掲げるもの及び本邦以外の地域の証券取引所において上場されているものを除く。）

（改正前）

（届出書提出期限の特例）

**第三条**　法第四条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の募集又は売出しを行う場合とする。

一　株券（優先出資証券を含む。以下同じ。）、新株引受権証書（優先出資引受権証書を含む。以下同じ。）、新株予約権証券及び新株予約権付社債券以外の有価証券

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券

三　時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権付社債券

四　法第二十四条第一項第一号及び第二号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる有価証券の発行者である会社（指定法人を含む。）以外の会社（指定法人を含む。）の発行する有価証券（前三号に掲げるもの及び本邦以外の地域の証券取引所において上場されているものを除く。）

【平成17年3月31日 府令第34号】 （改正なし）

【平成17年2月28日 府令第13号】 （改正なし）

【平成17年1月26日 府令第3号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 府令第109号】 （改正なし）

【平成16年11月22日 府令第91号】 （改正なし）

【平成16年5月31日 府令第53号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 府令第3号】 （改正なし）

【平成15年9月24日 府令第82号】

（改正後）

（届出書提出期限の特例）

**第三条**　法第四条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の募集又は売出しを行う場合とする。

一　株券（優先出資証券を含む。以下同じ。）、新株引受権証書（優先出資引受権証書を含む。以下同じ。）、新株予約権証券及び新株予約権付社債券以外の有価証券

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券

三　時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権付社債券

四　法第二十四条第一項第一号及び第二号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる有価証券の発行者である会社（指定法人を含む。）以外の会社（指定法人を含む。）の発行する有価証券（前三号に掲げるもの及び本邦以外の地域の証券取引所において上場されているものを除く。）

（改正前）

（届出書提出期限の特例）

**第三条**　法第四条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の募集又は売出しを行う場合とする。

一　株券（優先出資証券を含む。以下同じ。）、新株引受権証書（優先出資引受権証書を含む。以下同じ。）、新株予約権証券及び新株予約権付社債券以外の有価証券

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券

三　時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権付社債券

四　法第二十四条第一項第一号及び第二号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる有価証券の発行者である会社（指定法人を含む。）以外の会社（指定法人を含む。）の発行する有価証券（前四号に掲げるもの及び本邦以外の地域の証券取引所において上場されているものを除く。）

【平成15年5月23日 府令第59号】 （改正なし）

【平成15年3月31日 府令第28号】 （改正なし）

【平成14年12月24日 府令第87号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 府令第46号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 府令第44号】 （改正なし）

【平成14年3月28日 府令第17号】

（改正後）

（届出書提出期限の特例）

**第三条**　法第四条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の募集又は売出しを行う場合とする。

一　株券（優先出資証券を含む。以下同じ。）、新株引受権証書（優先出資引受権証書を含む。以下同じ。）、新株予約権証券及び新株予約権付社債券以外の有価証券

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券

三　時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権付社債券

（四　削除）

四　法第二十四条第一項第一号及び第二号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる有価証券の発行者である会社（指定法人を含む。）以外の会社（指定法人を含む。）の発行する有価証券（前四号に掲げるもの及び本邦以外の地域の証券取引所において上場されているものを除く。）

（改正前）

（届出書提出期限の特例）

**第三条**　法第四条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の募集又は売出しを行う場合とする。

一　株券（優先出資証券を含む。以下同じ。）、新株引受権証書（優先出資引受権証書を含む。以下同じ。）、新株引受権証券、転換社債券及び新株引受権付社債券以外の有価証券

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券

三　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券に転換することを条件とする転換社債券

四　時価又は時価に近い一定の価格により発行する新株の引受権を付与されている新株引受権付社債券

五　法第二十四条第一項第一号及び第二号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる有価証券の発行者である会社（指定法人を含む。）以外の会社（指定法人を含む。）の発行する有価証券（前四号に掲げるもの及び本邦以外の地域の証券取引所において上場されているものを除く。）

【平成13年9月25日 府令第77号】 （改正なし）

【平成13年9月25日 府令第76号】 （改正なし）

【平成13年5月1日 府令第52号】 （改正なし）

【平成13年4月19日 府令第49号】 （改正なし）

【平成13年3月29日 府令第20号】 （改正なし）

【平成13年3月26日 府令第18号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 府令第139号】 （改正なし）

【平成12年10月10日 府令第116号】

（改正後）

（届出書提出期限の特例）

**第三条**　法第四条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の募集又は売出しを行う場合とする。

一　株券（優先出資証券を含む。以下同じ。）、新株引受権証書（優先出資引受権証書を含む。以下同じ。）、新株引受権証券、転換社債券及び新株引受権付社債券以外の有価証券

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券

三　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券に転換することを条件とする転換社債券

四　時価又は時価に近い一定の価格により発行する新株の引受権を付与されている新株引受権付社債券

五　法第二十四条第一項第一号及び第二号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる有価証券の発行者である会社（指定法人を含む。）以外の会社（指定法人を含む。）の発行する有価証券（前四号に掲げるもの及び本邦以外の地域の証券取引所において上場されているものを除く。）

（改正前）

（届出書提出期限の特例）

**第三条**　法第四条第三項ただし書に規定する総理府令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の募集又は売出しを行う場合とする。

一　株券（優先出資証券を含む。以下同じ。）、新株引受権証書（優先出資引受権証書を含む。以下同じ。）、新株引受権証券、転換社債券及び新株引受権付社債券以外の有価証券

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券

三　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券に転換することを条件とする転換社債券

四　時価又は時価に近い一定の価格により発行する新株の引受権を付与されている新株引受権付社債券

五　法第二十四条第一項第一号及び第二号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる有価証券の発行者である会社（指定法人を含む。）以外の会社（指定法人を含む。）の発行する有価証券（前四号に掲げるもの及び本邦以外の地域の証券取引所において上場されているものを除く。）

【平成12年6月26日 府令第65号】

（改正後）

（届出書提出期限の特例）

**第三条**　法第四条第三項ただし書に規定する総理府令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の募集又は売出しを行う場合とする。

一　株券（優先出資証券を含む。以下同じ。）、新株引受権証書（優先出資引受権証書を含む。以下同じ。）、新株引受権証券、転換社債券及び新株引受権付社債券以外の有価証券

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券

三　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券に転換することを条件とする転換社債券

四　時価又は時価に近い一定の価格により発行する新株の引受権を付与されている新株引受権付社債券

五　法第二十四条第一項第一号及び第二号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる有価証券の発行者である会社（指定法人を含む。）以外の会社（指定法人を含む。）の発行する有価証券（前四号に掲げるもの及び本邦以外の地域の証券取引所において上場されているものを除く。）

（改正前）

（届出書提出期限の特例）

**第三条**　法第四条第三項ただし書に規定する大蔵省令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の募集又は売出しを行う場合とする。

一　株券（優先出資証券を含む。以下同じ。）、新株引受権証書（優先出資引受権証書を含む。以下同じ。）、新株引受権証券、転換社債券及び新株引受権付社債券以外の有価証券

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券

三　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券に転換することを条件とする転換社債券

四　時価又は時価に近い一定の価格により発行する新株の引受権を付与されている新株引受権付社債券

五　法第二十四条第一項第一号及び第二号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる有価証券の発行者である会社（指定法人を含む。）以外の会社（指定法人を含む。）の発行する有価証券（前四号に掲げるもの及び本邦以外の地域の証券取引所において上場されているものを除く。）

【平成12年3月24日 省令第19号】 （改正なし）

【平成11年9月30日 省令第91号】 （改正なし）

【平成11年6月30日 省令第63号】 （改正なし）

【平成11年5月19日 省令第57号】 （改正なし）

【平成11年4月30日 省令第55号】 （改正なし）

【平成11年4月16日 省令第53号】 （改正なし）

【平成11年3月30日 省令第15号】 （改正なし）

【平成10年11月24日 省令第140号】 （改正なし）

【平成10年6月18日 省令第97号】 （改正なし）

【平成10年3月30日 省令第37号】 （改正なし）

【平成10年3月19日 省令第28号】 （改正なし）

【平成10年2月20日 省令第8号】 （改正なし）

【平成9年9月1日 省令第69号】 （改正なし）

【平成9年5月30日 省令第47号】 （改正なし）

【平成8年7月3日 省令第40号】 （改正なし）

【平成8年4月18日 省令第28号】 （改正なし）

【平成8年2月29日 省令第6号】 （改正なし）

【平成7年12月22日 省令第88号】 （改正なし）

【平成7年9月11日 省令第56号】 （改正なし）

【平成7年7月11日 省令第50号】 （改正なし）

【平成7年6月19日 省令第42号】 （改正なし）

【平成7年3月31日 省令第29号】 （改正なし）

【平成7年2月1日 省令第1号】 （改正なし）

【平成6年12月20日 省令第115号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 省令第89号】 （改正なし）

【平成6年3月25日 省令第19号】

（改正後）

（届出書提出期限の特例）

**第三条**　法第四条第三項ただし書に規定する大蔵省令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の募集又は売出しを行う場合とする。

一　株券（優先出資証券を含む。以下同じ。）、新株引受権証書（優先出資引受権証書を含む。以下同じ。）、新株引受権証券、転換社債券及び新株引受権付社債券以外の有価証券

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券

三　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券に転換することを条件とする転換社債券

四　時価又は時価に近い一定の価格により発行する新株の引受権を付与されている新株引受権付社債券

五　法第二十四条第一項第一号及び第二号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる有価証券の発行者である会社（指定法人を含む。）以外の会社（指定法人を含む。）の発行する有価証券（前四号に掲げるもの及び本邦以外の地域の証券取引所において上場されているものを除く。）

（改正前）

（届出書提出期限の特例）

**第三条**　法第四条第三項ただし書に規定する大蔵省令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の募集又は売出しを行う場合とする。

一　株券、新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券及び新株引受権付社債券以外の有価証券

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券

三　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券に転換することを条件とする転換社債券

四　時価又は時価に近い一定の価格により発行する新株の引受権を付与されている新株引受権付社債券

五　法第二十四条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券の発行者である会社以外の会社の発行する有価証券（前四号に掲げるもの及び本邦以外の地域の証券取引所において上場されているものを除く。）

【平成6年3月1日 省令第6号】 （改正なし）

【平成5年9月21日 省令第84号】 （改正なし）

【平成5年3月3日 省令第23号】

（改正後）

（届出書提出期限の特例）

**第三条**　法第四条第三項ただし書に規定する大蔵省令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の募集又は売出しを行う場合とする。

一　株券、新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券及び新株引受権付社債券以外の有価証券

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券

三　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券に転換することを条件とする転換社債券

四　時価又は時価に近い一定の価格により発行する新株の引受権を付与されている新株引受権付社債券

五　法第二十四条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券の発行者である会社以外の会社の発行する有価証券（前四号に掲げるもの及び本邦以外の地域の証券取引所において上場されているものを除く。）

（改正前）

（届出書提出期限の特例）

**第三条**　法第四条第二項ただし書に規定する大蔵省令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の募集又は売出しを行う場合とする。

一　株券、新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券及び新株引受権付社債券以外の有価証券

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券

三　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券に転換することを条件とする転換社債券

四　時価又は時価に近い一定の価格により発行する新株の引受権を付与されている新株引受権付社債券

五　法第二十四条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券の発行者である会社以外の会社の発行する有価証券（前四号に掲げるもの及び本邦以外の地域の証券取引所において上場されているものを除く。）

【平成4年7月15日 省令第58号】 （改正なし）

【平成4年7月7日 省令第53号】 （改正なし）

【平成3年11月26日 省令第49号】 （改正なし）

【平成3年3月25日 省令第10号】 （改正なし）

【平成2年12月25日 省令第41号】 （改正なし）

【平成2年7月21日 省令第30号】 （改正なし）

【平成元年3月17日 省令第21号】 （改正なし）

【昭和63年9月20日 省令第41号】 （改正なし）

【昭和62年2月20日 省令第2号】 （改正なし）

【昭和60年2月1日 省令第3号】 （改正なし）

【昭和59年9月21日 省令第36号】 （改正なし）

【昭和59年6月19日 省令第24号】 （改正なし）

【昭和58年11月26日 省令第54号】 （改正なし）

【昭和58年4月15日 省令第24号】 （改正なし）

【昭和57年12月20日 省令第64号】 （改正なし）

【昭和57年9月21日 省令第50号】

（改正後）

（届出書提出期限の特例）

**第三条**　法第四条第二項ただし書に規定する大蔵省令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の募集又は売出しを行う場合とする。

一　株券、新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券及び新株引受権付社債券以外の有価証券

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券

三　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券に転換することを条件とする転換社債券

四　時価又は時価に近い一定の価格により発行する新株の引受権を付与されている新株引受権付社債券

五　法第二十四条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券の発行者である会社以外の会社の発行する有価証券（前四号に掲げるもの及び本邦以外の地域の証券取引所において上場されているものを除く。）

（改正前）

（届出書提出期限の特例）

**第三条**　法第四条第二項ただし書に規定する大蔵省令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の募集又は売出しを行う場合とする。

一　株券、新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券及び新株引受権付社債券以外の有価証券

（二　新設）

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券に転換することを条件とする転換社債券

三　時価又は時価に近い一定の価格により発行する新株の引受権を付与されている新株引受権付社債券

四　法第二十四条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券の発行者である会社以外の会社の発行する有価証券（前三号に掲げるもの及び本邦以外の地域の証券取引所において上場されているものを除く。）

【昭和56年9月25日 省令第43号】

（改正後）

（届出書提出期限の特例）

**第三条**　法第四条第二項ただし書に規定する大蔵省令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の募集又は売出しを行う場合とする。

一　株券、新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券及び新株引受権付社債券以外の有価証券

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券に転換することを条件とする転換社債券

三　時価又は時価に近い一定の価格により発行する新株の引受権を付与されている新株引受権付社債券

四　法第二十四条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券の発行者である会社以外の会社の発行する有価証券（前三号に掲げるもの及び本邦以外の地域の証券取引所において上場されているものを除く。）

（改正前）

（届出書提出期限の特例）

**第三条**　法第四条第二項ただし書に規定する大蔵省令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の募集又は売出しを行う場合とする。

一　株券、新株引受権証書及び転換社債券以外の有価証券

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券に転換することを条件とする転換社債券

（三　新設）

三　法第二十四条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券の発行者である会社以外の会社の発行する有価証券（前二号に掲げるもの及び本邦以外の地域の証券取引所において上場されているものを除く。）

【昭和56年3月20日 省令第3号】 （改正なし）

【昭和55年11月15日 省令第44号】 （改正なし）

【昭和54年3月22日 省令第6号】 （改正なし）

【昭和54年2月15日 省令第2号】 （改正なし）

【昭和53年12月20日 省令第65号】 （改正なし）

【昭和52年8月30日 省令第40号】 （改正なし）

【昭和52年6月2日 省令第24号】 （改正なし）

【昭和51年10月30日 省令第30号】 （改正なし）

【昭和50年6月23日 省令第27号】 （改正なし）

【昭和49年9月28日 省令第55号】 （改正なし）

【昭和49年3月23日 省令第15号】

（改正後）

（届出書提出期限の特例）

**第三条**　法第四条第二項ただし書に規定する大蔵省令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の募集又は売出しを行う場合とする。

一　株券、新株引受権証書及び転換社債券　以外の有価証券

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券に転換することを条件とする転換社債券

三　法第二十四条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券の発行者である会社以外の会社の発行する有価証券（前二号に掲げるもの及び本邦以外の地域の証券取引所において上場されているものを除く。）

（改正前）

（届出書提出期限の特例）

**第三条**　法第四条第二項ただし書に規定する大蔵省令で定める場合は、次に掲げる有価証券の募集又は売出しをする場合とする。

一　株券、新株引受権証書及び転換社債券（法第二条第一項第八号に掲げる有価証券でこれらと同じ性質を有するものを含む。以下同じ。）以外の有価証券

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券に転換することを条件とする転換社債券

三　法第二十四条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券の発行者である会社以外の会社の発行する有価証券（前二号に掲げるもの及び本邦以外の地域の証券取引所において上場されているものを除く。）

【昭和48年1月30日 省令第5号】

（届出書提出期限の特例）

**第三条**　法第四条第二項ただし書に規定する大蔵省令で定める場合は、次に掲げる有価証券の募集又は売出しをする場合とする。

一　株券、新株引受権証書及び転換社債券（法第二条第一項第八号に掲げる有価証券でこれらと同じ性質を有するものを含む。以下同じ。）以外の有価証券

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券に転換することを条件とする転換社債券

三　法第二十四条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券の発行者である会社以外の会社の発行する有価証券（前二号に掲げるもの及び本邦以外の地域の証券取引所において上場されているものを除く。）